

## 第3章 事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね30分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

碧南市においては、面積は約35平方km、人口は約7万人となっています。このような地域性や、現在のサービス利用状況から勘案した結果、区域は市全域として設定することとします。



## 2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画では、幼児期の教育・保育事業の量の見込み及び提供体制を目標数値としています。

量の見込みは、平成 25 年度に実施したアンケート調査結果を分析し、碧南市における子育て支援ニーズを算出・数値化したものです。これらのニーズをすべて充足していくことをめざし、提供体制の計画を以下のとおり定めました。

### 【事業内容】

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

保育園	： 就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
幼稚園	： すべての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
認定こども園	： 保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
小規模保育	： 比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
家庭的保育	： 少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
居宅訪問型保育	： 訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
事業所内保育	： 企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

【利用状況】

図表 20 保育所の利用状況<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
0 歳	人	12(62)	14(68)	17(62)	10(56)	16(55)
1 歳	人	97(114)	101(121)	100(118)	107(124)	98(116)
2 歳	人	162(167)	147(153)	147(161)	139(146)	148(152)
3 歳	人	546(547)	475(482)	485(488)	456(460)	441(444)
4 歳	人	535(535)	556(552)	496(496)	505(497)	477(473)
5 歳	人	539(533)	538(531)	551(549)	498(497)	503(503)
合計	人	1,891(1,958)	1,831(1,907)	1,796(1,874)	1,715(1,780)	1,683(1,743)
保育所数	箇所	14	14	14	14	14
定員数	人	2,000	2,000	2,000	1,975	1,975

※ ( ) は各年度 3 月現在。26 年度は 9 月現在

図表 21 幼稚園の利用状況<sup>2</sup>

	(単位)	平成				
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
3 歳	人	164	188	154	160	146
4 歳	人	160	176	198	164	171
5 歳	人	224	162	182	195	165
合計	人	548	526	534	519	482
園数	箇所	5	5	5	5	5

<sup>1</sup> 各年 4 月 1 日現在

<sup>2</sup> 各年 5 月 1 日現在

図表 22 待機児童の状況

	(単位)	平成				
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
3歳未満	人	0	0	0	0	0
3歳以上	人	0	0	0	0	0

【量の見込み】

図表 23 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

		平成				
(単位:人/日)		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0歳	①<3号認定>(保育所)	60	59	57	56	55
1・2歳	②<3号認定>(保育所)	316	301	292	282	272
3歳～	③<1号認定>(幼稚園)	461	453	445	431	415
	④<2号認定>(幼稚園)	72	71	70	68	65
	⑤<1号認定>(保育所)	214	216	220	223	228
	⑥<2号認定>(保育所)	1,375	1,359	1,330	1,279	1,217
①+②+⑤+⑥(保育所利用計)		1,965	1,935	1,899	1,840	1,772
③+④(幼稚園利用計)		533	524	515	499	480
合計		2,498	2,459	2,414	2,339	2,252



<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

【確保内容と実施時期】

図表 24 計画期間内の提供体制

(単位:人/日)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>(保育所)	62	62	62	62	62
	①'<3号認定>(地域型)	0	0	0	0	0
1・2歳	②<3号認定>(保育所)	318	318	318	318	318
	②'<3号認定>(地域型)	0	0	0	0	0
3歳～	③<1号認定>(幼稚園)	760	760	760	760	760
	④<2号認定>(幼稚園)	100	100	100	100	100
	⑤<1号認定>(保育所)	220	220	220	230	230
	⑥<2号認定>(保育所)	1,375	1,375	1,375	1,365	1,365
①+②+⑤+⑥(保育所利用計)		1,975	1,975	1,975	1,975	1,975
③+④(幼稚園利用計)		860	860	860	860	860
①'+②'(地域型利用計)		0	0	0	0	0
合計		2,835	2,835	2,835	2,835	2,835

【確保方策】

本市においては、過去5年間で待機児童は発生しておらず、現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

さらに、市内すべての保育園で定員に空きがある場合での私的契約児（3歳以上児）の受け入れを行うとともに、すべての幼稚園で預かり保育を実施することで、保育園・幼稚園ともに16:00まで子どもを預けることができる環境を整備します。これにより、3歳以上となっても保護者の就労の有無にかかわらず、利用しやすい施設が選択できる環境が整います。



### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### 1. 時間外保育事業

##### 【事業内容】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。8時～16時を基本保育時間としつつ、早朝保育（8時以前）・長時間保育（16時以降）を実施しています。実施内容は園によって異なります。

##### 【利用状況】

図表 25 時間外保育事業（18時以降）の利用状況（申込者数）

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間外保育事業	人/日	195	198	205	199	174

##### 【量の見込み】

図表 26 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人/日	228	222	217	210	202

##### 【確保内容と実施時期】

図表 27 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人/日	228	222	217	210	202

##### 【確保方策】

公立保育園の一部、及び私立保育園では、基本保育時間の8:00～16:00を超えて子どもを預かる、早朝及び長時間保育を実施しています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 2. 放課後児童健全育成事業

### 【事業内容】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。本市では、「児童クラブ」として各学区で実施しています。

### 【利用状況】

図表 28 放課後児童健全育成事業の利用状況<sup>1</sup>

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
放課後児童	人/日	468	453	467	437	478
健全育成事業	クラブ数	13	13	13	13	13

### 【量の見込み】

図表 29 計画期間内の量の見込み<sup>2</sup>

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童	人/日	531	506	479	466	457
健全育成事業	(上段:低学年・ 下段:高学年)	185	186	181	177	168

### 【確保内容と実施時期】

図表 30 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童	人/日	733	733	733	733	733
健全育成事業						

<sup>1</sup> 登録者数 (年間平均)

<sup>2</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

### 【確保方策】

放課後児童クラブは、平成26年度において、新川児童クラブ及び中央児童クラブの2か所で待機児童が発生しています。子どもの数の減少により量の見込みが減少することが予測されますが、一方では共働き世帯の増加により、ニーズが拡大する可能性もあります。

本市では、受入対象を6年生まで拡大し、長期休暇時の受入時間の拡大による利便性の向上、施設の拡張や近隣施設の活用も視野に入れながら量的な拡大を図る等、ニーズを充足できるよう随時検討します。



### 3. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### 【事業内容】

ショートステイとは、保護者の疾病等の身体的もしくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

トワイライトステイとは、仕事その他理由により平日夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時預かりを行う事業です。

#### 【利用状況】

図表 31 子育て短期支援事業の利用状況

		(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
子育て 短期支 援拠点 事業	ショートス テイ	回/年	0	0	0	7	7
	トワイライ トステイ	回/年	-	-	8	8	0

#### 【量の見込み】

図表 32 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援 拠点事業	回/年	44	43	42	41	39

#### 【確保内容と実施時期】

図表 33 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援 拠点事業	回/年	44	43	42	41	39

#### 【確保方策】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設においてショートステイ・トワイライトステイを実施しています。現行の体制を継続して、ニーズの充足を図ります。

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 4. 一時預かり事業

### 【事業内容】

幼稚園で行う一時預かりは、「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

### 【利用状況】

図表 34 一時預かり事業の利用状況

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園の預かり保育	回/年	6,700	6,567	10,757	14,861	16,047
不定期の利用	回/年	778	3,264	4,527	7,153	7,542
定期利用	回/年	5,922	3,303	6,230	7,708	8,505
上記以外の一時預かり (就労・私的利用)	回/年	3,081	3,380	4,317	3,231	3,682

### 【量の見込み】

図表 35 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回/年	15,418	15,130	14,891	14,426	13,874
不定期の利用	回/年	6,755	6,629	6,524	6,320	6,078
定期利用	回/年	8,663	8,501	8,367	8,106	7,796
上記以外の一時預かり (就労・私的利用)	回/年	4,080	3,960	3,866	3,742	3,605

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 【確保内容と実施時期】

図表 36 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回／年	15,418	15,130	14,891	14,426	13,874
不定期の利用	回／年	6,755	6,629	6,524	6,320	6,078
定期利用	回／年	8,663	8,501	8,367	8,106	7,796
上記以外の一時的預かり (就労・私的利用)	回／年	4,080	3,960	3,866	3,742	3,605

## 【確保方策】

幼稚園の預かり保育は、長期休暇や平常教育時間の開始前・開始後、最大8時から16時まで子どもを預かる制度であり、就労による定期利用と、私的事由による不定期利用があります。

就労・私的事由による一時的預かりは「プチ保育事業」として実施しており、保育園で不定期に子どもを預かる事業です。

いずれも現状の体制でニーズを充足できると考えられるため、引き続き事業を実施します。



## 5. 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

### 【利用状況】

図表 37 病児・病後児保育事業の利用状況

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
病児・病後児保育事業	回/年	5	0	11	54	11

### 【量の見込み】

図表 38 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育事業	回/年	51	50	48	47	45

### 【確保内容と実施時期】

図表 39 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育事業	回/年	51	50	48	47	45

### 【確保方策】

本市では、公立天道保育園の1か所で病後児保育を実施しています。現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

病児保育は、本市では実施していません。実施には医療機関の連携等も必要であることから、引き続きニーズを注視し、必要に応じて検討します。

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 6. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者を依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

### 【利用状況】

図表 40 ファミリー・サポート・センターの利用状況

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ファミリー・サポート・センター	回/年	617	684	989	700	772

### 【量の見込み】

図表 41 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリー・サポート・センター	回/年	815	801	768	749	723

### 【確保内容と実施時期】

図表 42 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリー・サポート・センター	回/年	815	801	768	749	723

### 【確保方策】

本市のファミリー・サポート・センターは、幼児から児童・生徒まで幅広く利用されています。今後もサービスニーズの把握に努め、情報提供を通じて支援者・利用者の拡大を図ります。

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 7. 地域子育て支援拠点事業

### 【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

### 【利用状況】

図表 43 地域子育て支援拠点事業の利用状況

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	-	1,058	3,088	3,159	3,530
	箇所数	4	8	9	11	11

※25年度は、園庭開放・ルーム開放を除く

### 【量の見込み】

図表 44 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	3,963	3,810	3,692	3,577	3,462

### 【確保内容と実施時期】

図表 45 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	3,963	3,810	3,692	3,577	3,462
	箇所数	10	10	10	10	10

### 【確保方策】

本市では、6保育園及び4児童センターにおいて子育て支援センターを運営しています。児童センターにおける子育て支援センターは、休館日の曜日をずらし、毎日どこかの支援センターが必ず利用できる環境を構築しています。児童センターでは育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、今後も現行の体制で事業を継続します。

<sup>1</sup> ニーズ調査と人口推計の結果から算出

## 8. 利用者支援事業

### 【事業内容】

利用者支援事業は新制度にともない新たに法定化された事業で、子どもとその保護者が、さまざまな教育・保育事業や地域子育て支援事業の中から適切なサービスを選択するため、身近な地域に専属のコーディネーターを配置し、支援していくものです。

### 【量の見込み】

図表 46 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	人	3,795	3,687	3,601	3,489	3,366

### 【確保内容と実施時期】

図表 47 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	人	3,795	3,687	3,601	3,489	3,366
	箇所	1	1	1	1	1

### 【確保方策】

本市では、上記の支援をすでに行政窓口で一元的に管理・情報提供・支援しています。また、子どもの発育等に関する一般的な育児相談は地域子育て支援センターでも行っています。このような現状から、国の定める利用者支援事業として位置づけるサービスは行わないものの、引き続き行政窓口での実施を事業形態とし、子育て家庭の適切なサービス利用を支援します。

<sup>1</sup> 当該年度の人口推計結果における0～5歳児人口を量の見込みとして仮定

## 9. 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容】

全出生児に対して「赤ちゃんお誕生おめでとう」として生後2か月前後に母子保健推進員または保健師が訪問しています。子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。また、適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については養育支援訪問事業につなげています。

### 【利用状況】

図表 48 乳幼児家庭全戸訪問事業の利用状況<sup>1</sup>

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	655	682	638	642	598

### 【量の見込み】

図表 49 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	600	583	563	545	529

### 【確保内容と実施時期】

図表 50 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	600	583	563	545	529

### 【確保方策】

今後も継続して、全出生児に対して実施し、子どもの環境状態の確認等を行い子育て不安の軽減を図り、必要な家庭に対し継続的な支援につなげます。

<sup>1</sup> 当該年度の人口推計結果における0歳児人口を量の見込みとして仮定

## 10. 養育支援訪問事業

### 【事業内容】

養育支援訪問が必要だと判断した家庭に対して、養育支援訪問員（保健師等）が定期的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行っています。

### 【利用状況】

図表 51 養育支援訪問事業の利用状況

	(単位)	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
養育支援訪問事業	人	11	5	4	1	2

### 【量の見込み】

図表 52 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
養育支援訪問事業	人	4	4	4	4	4

### 【確保内容と実施時期】

図表 53 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
養育支援訪問事業	人	4	4	4	4	4

### 【確保方策】

今後も、養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施します。

<sup>1</sup> 過去の実績を勘案し、量の見込みを設定

## 11.妊婦に対する健康診査

### 【事業内容】

母子健康手帳交付時に、医療機関で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助しています。

### 【利用状況】

図表 54 妊婦に対する健康診査の利用状況

	(単位)	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊婦に対する健康診査	人	766	680	665	644	651

### 【量の見込み】

図表 55 計画期間内の量の見込み<sup>1</sup>

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
妊婦に対する健康診査	人	600	583	563	545	529

### 【確保内容と実施時期】

図表 56 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
妊婦に対する健康診査	人	600	583	563	545	529

### 【確保方策】

今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

<sup>1</sup> 当該年度の人口推計結果における0歳児人口を量の見込みとして仮定

#### 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について

本市では、市内に5つの幼稚園、14の保育園が整備されています。保育ニーズに対して十分な供給量を確保できております。また、今後もニーズを充足できる見込みです。

全幼稚園で預かり保育を実施するとともに、全保育園で私的契約児（3歳以上児）の受入を可能とすることで、保護者の就労形態に関わらず、16:00までの施設でも子どもを預けることができる体制を構築し、保護者のニーズに応じて教育施設・保育施設が選択できる体制を整備します。

保育現場では、生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような内容を構成し、幼児期にふさわしい生活環境の整備や運営を推進しています。幼稚園・保育園職員合同の事故予防研修、障害児研修、公開保育等の研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流を行っています。

以上のことから、本計画期間内に認定こども園へ移行する必要性が本市においては少ないと考えられるため、公立幼稚園・公立保育園の認定こども園への移行は本計画に掲げませんが、今後の社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、園舎の老朽化による建て替え等の機会を活用して、必要に応じて検討していくとともに、私立保育園の意向を確認していきます。



## 5. 子育て支援施策の充実を図るための関連施策

### 1. 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育の利用状況は、現時点で円滑に実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝えるとともに、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

### 2. 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

本市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ることを目的に、第3子以降の保育料無料化や同時入所の半額減免を実施しています。また、就学児童では、放課後児童クラブや放課後子ども教室での学びや体験を通じて児童の健やかな育成を図り、安全に過ごすための居場所づくりを行っています。

引き続きこれらの事業を継続していくとともに、放課後児童クラブにおいては、受入学年と開所時間の拡大及び施設の充実を図り、安心してたくさん子どもを産み育てられる環境を整備していきます。

### 3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童虐待については、家庭児童相談員が保育園・幼稚園・学校・保健センター・児童相談センター等と連携を図りながら、支援の必要な家庭について定期的な訪問等を行っています。近年増加傾向にあるDV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待とは関連性が高いため、警察・病院等関連機関との連携強化を図り適切に対応していきます。

### 4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、育児休業や労働法規等の周知を促進するとともに、パパママ教室等により父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育ての喜びを感じることができるよう支援していきます。

### 5. ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援するための取り組みとして、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施しています。今後は、離婚前から離婚直後の相談等の体制を整え、子どもの不利益を回避し、精神的な負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

また、ひとり親家庭の保護者を確実な就労に結び付けるため、キャリアカウ

ンセラーとの連携強化や自立支援プログラム事業、自立支援給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援体制を構築し、早期の自立を支援します。

## 6. 障害児の保育と養育支援

幼稚園・保育園において障害児（3歳以上児）の受入を行っています。子どもの障害の程度にあわせ、保育士と幼児の比率を1：4から1：1まで加配を行い、障害児がより安全に充実した生活が過ごせるようにしています。また、療育が必要な子どもについては、母子通所施設「にじの学園」により子どもの発達等に応じた療育を行ない、保護者の身体的・精神的な育児負担の軽減を図っています。

発達の遅れや障害を持つ子どもたちの健やかな成長を目指し、引き続ききめ細やかな保育・療育を行っていくとともに、早期支援・専門支援のための拠点や体制を構築していきます。

また、施設におきましては、段差の解消等により安全な環境の確保に向け、順次改修していきます。

